

保高第 160 号
平成27年 5月 1日

(介護予防) 通所介護事業者 様
(介護予防) 認知症対応型通所介護事業者 様

福岡市保健福祉局高齢社会部高齢者サービス支援課長

**指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に
指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の
事業の人員、設備及び運営に関する福岡市指針について（通知）**

日頃より本市の保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、指定（介護予防）通所介護事業所、指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所（以下「通所介護事業所等」という。）の設備を利用した夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービス（以下、「宿泊サービス」という。）の提供に関し、宿泊サービスの最低限の質を担保するという観点から、国（厚生労働省）指針を基本に「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する福岡市指針（以下、「福岡市指針」という。）」を別紙のとおり定めることとしましたので、各事業者におかれては、本指針に沿った事業運営に努めていただきますようお願いいたします。

【問合せ先・届出先】

福岡市 保健福祉局 高齢社会部
高齢者サービス支援課 居宅サービス係
担当：松田・平野
〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 12階⑥番
Tel：092-711-4257 Fax：092-726-3328
E-mail：kyotaku@city.fukuoka.lg.jp

1. 福岡市指針の独自指針（12項目）

（内容や留意事項等は別紙「国市指針等3段表」を参照のこと。）

本市指針では、国指針に加え、利用者のさらなる安心と安全を確保するため、以下の12項目を独自指針として定めております。

（1）介護予防通所介護の対象化

（第1 総則 > 2 定義）

（2）通所介護事業所等の設備を利用しない宿泊サービス（有料老人ホーム）の定義

（第1 総則 > 2 定義）

（3）宿泊サービスに適した設備及び備品

（第3 設備に関する指針 > 2 設備及び備品等）

（4）重要事項の説明（本指針に適合しない箇所、消防設備の設置の状況）

利用者等の保護（文書化）

（第4 運営に関する指針 > 1 内容及び手続の説明及び同意）

（5）身体的拘束の手続きの明確化

（第4 運営に関する指針 > 3 宿泊サービスの取扱方針）

（6）宿泊サービス計画の作成（文書による説明・同意）

（第4 運営に関する指針 > 4 宿泊サービス計画の作成）

（7）研修の機会の確保（年間計画、人権擁護・虐待防止研修）

（第4 運営に関する指針 > 11 勤務体制の確保等）

（8）非常災害への想定対策

（第4 運営に関する指針 > 13 非常災害対策）

（9）寝具及びタオル等の衛生的な管理

（第4 運営に関する指針 > 14 衛生管理等）

（10）重要事項の縦覧

（第4 運営に関する指針 > 15 掲示）

（11）事故発生時の対応（速やかな連絡）

（第4 運営に関する指針 > 19 事故発生時の対応）

（12）記録の整備（5年間保存）

（第4 運営に関する指針 > 22 記録の整備）

2. 施行日

平成27年 5月 1日

3. 経過措置

宿泊サービスの届出期間は、5月12日（火）（説明会の翌日）から9月30日（水）まで。

4. 本市ホームページへの掲載（予定）場所

福岡市指針（追加12項目）・届出（様式）の内容や留意事項等については、後日、本市ホームページに掲載する予定ですので、ご確認ください。

http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/sesakusuishin/00/05/5-010115_3.html

HOME > くらし・手続き・環境 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 事業者の方へ > お知らせ > お泊まりデイサービスへの今後の対応等について